

人事異動

10月1日付

市では、10月1日付けで組織の機構改革があり、それに伴い人事異動がありました。課長職以上の異動は次のとおりです。（ ）は前職

【総務部】

▽部長・鉄石憲一（経済部長）
▽契約検査課長・北山清二（総務企画部情報管理課長）
▽人権啓発課長・浅井正文（教育部スポーツ振興課長）

【企画部】

▽部長・丸目季廣（教育部長）
▽次長・河田信之（総務企画部次長）
▽企画課長・志水勉（土木部下水道課長）
▽企画課駅周辺開発推進室政策審議員兼室長・前田信幸（総務企画部企画課合併調整係審議員係長）
▽雇用対策課長・古川明生（不知火支所総務課長）
▽広報統計課長・千葉崎孝穂（市民病院事務長）

【経済部】

▽部長・上野和範（総務企画

部長）
▽農林水産課長・津志田澄男（経済部農林水産課長）
▽農政課長・林田忠正（松橋市民センター建設課長）

【市民部】

▽次長・岩永義輝（豊野支所総務課長）
▽環境衛生課長・田端誠四郎（土木部水道課長）
▽税務課長・脇坂則男（教育部文化課長）
▽収納課長・増田幸一（農業委員会事務局長）

【福祉部】

▽部長・村本憲昭（小川支所長）
▽次長・林田清春（福祉部健康増進課長）
▽健康づくり推進課長・高本敬義（松橋市民センター健康福祉課長）
▽福祉課（福祉事務所）課長・村上諭（小川支所市民課長）

【土木部】

▽管理課長・西山憲二（土木部都市計画課長）
▽下水道課長・西浦勇一（不知火支所水道課長）
▽水道課長・田川齊二郎（小川支所水道課長）
▽工務課長・松田立秋（豊野支所建設課長）

【教育部】

▽部長・米村諭（福祉部長）
▽次長・斉藤久男（総務企画部企画課長）
▽生涯学習課長・小田原弘則（総務企画部広報統計課長）
▽文化課長・嶋津邦子（不知火支所市民課松合出張所政策審議員所長）
▽スポーツ振興課長・高木瞭二（教育部三角分室長）
▽三角分室長・竹馬和樹（教育部不知火分室長）
▽不知火分室長・前崎武則（経済部農地整備課長）
▽小川分室長・小野秀博（福祉部福祉課（福祉事務所）課長）

【市民病院】

▽市民病院事務長・岡本啓子（教育部生涯学習課長）

■監査委員事務局

事務局長・村上民雄（市民部税務課長）

■議会事務局

課長・河村孝義（議会事務局議事係主幹係長）

■農業委員会事務局

事務局長・尾崎基雄（三角支所長）

【三角支所】

▽支所長・吉田俊伸（三角支所市民課長）
▽総務課長・佐藤守男（三角支所産業課長）
▽産業課長・山下長次（土木部土木課長）
▽水道課長・永木伸（三角支所総務課長）
▽市民課長・浦崎一成（監査委員事務局長）

【不知火支所】

▽総務課長・川崎誠（不知火支所建設課長）
▽健康福祉課長・太田四海（三角支所水道課長）
▽市民課松合出張所長・桑崎玲子（不知火支所市民課戸籍住民係審議員係長）
▽産業課長・浦上極（不知火支所健康福祉課長）
▽水道課長・松村宏巳（不知火支所老人ホーム松寿園審議員副園長）
▽建設課長・田代洋（不知火支所産業課長）

【松橋市民センター】

▽総務課長・藤本守（松橋市民センター市民課長）
▽水道課長・高山武（松橋市民センター総務課長）
▽産業課長・林田博（松橋市民センター水道課長）
▽建設課長・星田修

（豊野支所健康福祉課長）

【小川支所】

▽支所長・宮崎一誠（小川支所総務課長）
▽総務課長・高橋正博（総務企画部総務課行政係審議員係長）
▽市民課長・畑野秀昭（福祉部健康増進課健康企画係審議員係長）
▽産業課長・中野透（松橋市民センター産業課長）
▽水道課長・佐方芳博（小川支所産業課長）

【豊野支所】

▽総務課長・中村英助（豊野支所市民課長）
▽市民課長・西田耕二（市民部環境衛生課長）
▽水道課長・木村和弘（豊野支所産業課農政係主幹係長）
▽建設課長・村田一朗（豊野支所水道課長）
▽健康福祉課長・廣瀬祐一（教育部小川分室長）

【10月1日付採用】

▽総務部総務課運転手・宮田雄二

【9月30日付退職】

桑崎直

正しく使っていますか、老人医療②

16年度 老人医療費は76億6千823万円

平成16年度の宇城市の老人医療費（合併前旧町分含む）は、総額で76億6千823万円となり、受給者は年度末で1万287人となっています。

医療費は、平成14年度に対象年齢が段階的に75歳に改正されたことで受給者数が減少傾向にあるため、前年度より8千89万円減少しています。

しかし、これを一人当たりで見ると年間74万5千円が使われたことになり、増加傾向にあります。

老人医療制度は、皆さんが納めている医療保険の保険料と税金でまかなわれています。

このまま一人当たりの医療費が増え、経過措置が終了する18年度以降受給者数が増加すると、老人医療制度の危機的状況が予測されます。

老後の安心できる医療制度をこれからも続けていくため、

一人ひとりが正しく老人医療費を使いましょう。



第三者からの損害は届け出を

交通事故やけんか、犬に噛まれたときなど、第三者の行為によってけがをした場合は、原則的には老人医療を受けることができません。

しかし、市役所に届け出をするにより、老人医療を受けることができます。

病院等で治療を受ける必要があるときは、「第三者の行為による傷病届出書」を必ず提出してください。（緊急の

場合は、治療を受けた後に、できるだけ速やかに届け出をしてください）

また、交通事故のときは事故証明書の提出が必要ですので、警察にも必ずお届けください。

あなたができる正しい医療

①信頼できる家庭医を持ちましょう。

②同じ病気で、複数の病院の受診はやめましょう。

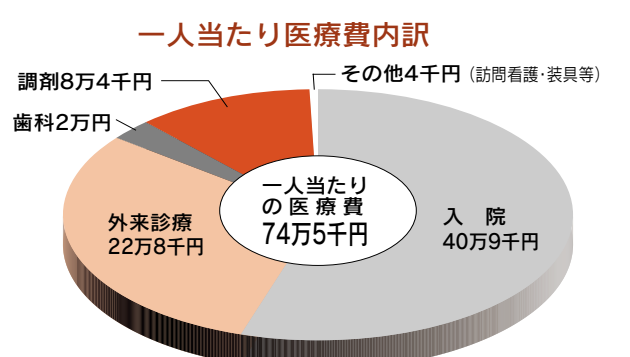
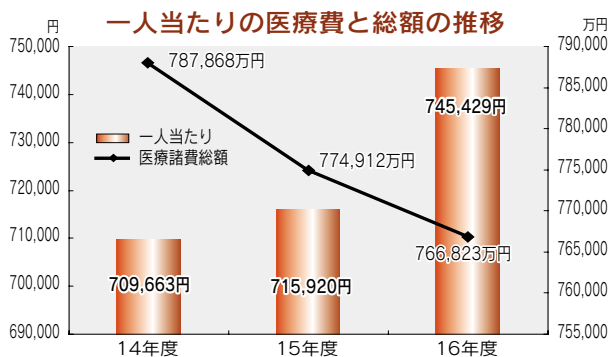
③必要のない通院は避け、医師の指示に従いましょう。

④急病でないかぎり、時間外や休日の受診は控えましょう。

⑤定期的な健康診断で、早期発見・早期治療を心がけましょう。

医療費の節約は、病気やけがを我慢して治療しないことではなく、早めの適切な治療と日常の健康管理が何より大切です。

医療費を有効に使い健康で生き生きした毎を送りましょう。



平成17年10月1日改定

熊本県(地域別)最低賃金
時間額 609円

この最低賃金は産業別最低賃金が適用されないすべての労働者(臨時・パートタイム労働者を含む)に適用されます。詳しくは、熊本労働局または最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

問合せ先 熊本労働局賃金室 ☎096-355-3202
熊本労働基準監督署 ☎096-362-7100
※24時間テレホンサービスもご利用ください。
☎096-355-3199